宇部市成長産業ファンドサポート補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、成長産業分野における市内中小企業の事業拡大を支援するため、宇部市成長産業ファンドサポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、成長産業の育成を進めるとともに、地域に根差した事業展開を促進することで、若者に魅力ある雇用の場の創出を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　成長産業　医療・健康関連、環境・エネルギー関連をはじめ、今後、様々な分野への展開が期待される宇宙産業・ＤＸ・バイオ等の次世代技術に関連する産業

⑵　認定金融機関　次に掲げる要件を全て満たす金融機関であって、市長が認定したもの

ア　市内に複数の拠点を有する銀行、信用金庫、傘下に銀行を有する金融持株会社のいずれかであること。ただし、金融持株会社の拠点は、傘下の金融機関の拠点を含めたものとする。

イ　山口県内に本店を有すること。

⑶　認定ベンチャーキャピタル　認定金融機関が過半数以上を出資し、出資機能を有する事業者であって、市長が認定したもの

⑷　認定ファンド　認定金融機関（認定金融機関のグループ企業及び複数の認定金融機関による企業グループを含む。）又は認定ベンチャーキャピタルが出資額の半数以上を出資して組成されたファンドであって、市長が認定したもの

⑸　常時従業者　有給役員、常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇用している者）

⑹　中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者であって、法人格を有する者。ただし、次に掲げるみなし大企業については除く。

ア　発行済株式の総額又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ　発行済株式の総額又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している法人

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている法人

（認定金融機関等の認定）

第３条　認定金融機関、認定ベンチャーキャピタル及び認定ファンド（以下「認定金融機関等」という。）の認定の方法については、市長が別に定める。

（補助金交付対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　市内に本店又は本社（主たる事業所）を置き、常時従業者を１名以上配置した上で、第５条に規定する補助対象事業を実施しようとする中小企業者であること。

⑵　補助事業完了後、市内において５年以上事業を継続して行う意思があること。

⑶　市税の滞納がないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの

利益となる活動を行う者でないこと。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件を全て満たす事業とする。

⑴　成長産業分野において、ビジネス展開を行う事業であること。

⑵　第７条に規定する補助金交付申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）において、認定金融機関等から出資を受けていること、又は出資を受ける見込みであって第 12 条の実績報告書の提出時点で出資を受けていること。ただし、第６条第４項に規定する継続申請の場合にあっては、この限りでない。

⑶　申請年度において、この申請事業に対し、国・県・その他の公的機関からの補助金等の交付を受けないこと。

⑷　過去 5 年度以内において、本補助金の交付を受けていないこと。ただし、第６条第４項に規定する継続申請の場合にあっては、この限りでない。

（補助金の額等）

第６条　市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

２　前項の規定における補助金の額の算定において、補助限度額は、認定金融機関等からの申請年度における出資額の 1／2 とし、かつ、１０，０００千円とする。

３　補助率は、補助対象経費の 1／2 以内とする。なお、補助対象経費は別表のとおりとする。

４　補助金の交付申請は、1 補助対象事業者当たり 1 回とする。ただし、市長が特に必要と認めた補助対象事業にあっては、1 回を限度に継続申請することができる。なお、この場合において、2 か年度の補助金交付額の合計は、第 2 項に規定する補助限度額を超えることはできない。

５　第３項の規定により算定された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市成長産業ファンドサポート補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市成長産業ファンドサポート補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

３　市長は、第１項の審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、宇部市成長産業ファンドサポート補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

４　市長は、第１項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容変更等）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」と

いう。）が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、宇部市成長産業ファンドサポート補助金変更申請書（様式第４号）に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第７条の申請書中、補助事業に要する経費の配分を各費目間で変更し、そのいずれか低い額の３０パーセント以内の変更をする場合で、かつ、補助事業の目的や能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部を変更する場合においては、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、交付決定に係る内容の変更を承認し、宇部市成長産業ファンドサポート補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第１項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。

３　市長は、前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めたときは、宇部市成長産業ファンドサポート補助金変更不承認通知書（様式第６号）により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。

４　市長は、第２項に規定する承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第 10 条　補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市成長産業ファンドサポート補助金中止届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（出資の報告）

第 11 条　補助事業者は、認定金融機関等から出資を受けたときは、その内容について宇部市成長産業ファンドサポート補助金出資報告書（様式第８号）にその額を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第 12 条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して 30 日を経過した日又は申請年度の２月末日のいずれか早い日までに、宇部市成長産業ファンドサポート補助金実績報告書（様式第９号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 13 条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第８条第１項に規定する交付決定（第９条第２項の規定による承認をしたときは、同項に規定する変更交付決定をいう。以下「交付決定等」という。）の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市成長産業ファンドサポート補助金交付確定通知書（様式第 10 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（報告、調査等）

第 14 条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、若しくは調査し、又は必要な指示をすることができる。

（是正のための措置）

第 15 条　市長は、第 12 条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の

交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　第 12 条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

（補助金の請求）

第 16 条　補助事業者は、第 13 条の規定による通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市成長産業ファンドサポート補助金交付請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し）

第 17 条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市成長産業ファンドサポート補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

⑴　虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

⑵　第 10 条の中止届の提出があったとき。

⑶　実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金を重複して受けたとき。

⑷　補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。

⑸　この要綱又は補助金の交付決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

⑹　補助事業終了後 5 年以内に、事業所を他市町村へ移転したとき又は正当な理由なく事業を休止し、若しくは廃止したとき。

⑺　その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2　前項の規定は、第 13 条の規定により補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 18 条　市長は、前条第 1 項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市成長産業ファンドサポート補助金返還命令書（様式第 13 号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2　前項の規定により、補助金の返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第 19 条　補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する法人の会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

（財産の管理）

第 20 条　補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2　補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 14 号）を備え、管理しなければならない。

（財産の処分）

第 21 条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した取得財産等で次の各号に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、及び担保に供しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第 15 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を市に納付した場合、又は当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数をいう。）の期間（市長が別に期間を定めたときは、その期間）を経過した場合はこの限りでない。

⑴　不動産及びその従物

⑵　取得価格又は効用の増加した額が 1 台につき 50 万円以上の機械及び器具（補助金の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。）

⑶　前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2　市長は、前項の規定に基づき取得財産等を処分したことにより補助事業者が収入を得たときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができるものとする。

3　市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、当該財産の処分を承認し、宇部市成長産業ファンドサポート補助金財産処分承認通知書（様式第 16 号）により、当該承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

4　市長は、前項の審査の結果、申請内容が適当でないと認めたときは、宇部市成長産業ファンドサポート補助金財産処分不承認通知書（様式第 17 号）により、当該承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の事業遂行）

第 22 条　補助事業者は、補助事業の市内での事業遂行に努めなければならない。

2　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書（様式第 18 号）により、市長に報告しなければならない。

（知的財産権に関する届出）

第 23 条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（以下「知的財産権」という。）を申請年度又は申請年度の翌年度に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第 2 項の報告書にその旨を記載しなければならない。

（その他）

第 24 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和 7 年　月　日から施行する。

別表（第６条関係）

費目	費目小区分	補　助　対　象　経　費
人件費	人件費	補助事業に従事する者(※)の人件費、手当等 ※ 市内の事業所に勤務する常時従業者を対象とする。 ※ 人件費の割合は、原則経費全体の 2/3 以内とする。
設備費	設備導入費	設備・機器等の購入、リース等に係る経費（据付・保守経費含む。）
	構築物の設置･改修費	構築物の設置、改修等に係る経費
	備品購入費	備品等の購入、リース等に係る経費
事業費	謝金	外部専門家等からの指導助言等に対する謝金
	旅費	事業を実施するために必要な旅費
	役務費	事業に必要な通信費、運搬経費等に要する経費
	原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
	使用料及び賃借料	会場等の借料等に要する経費、事務所等の家賃、駐車場代
	委託費	事業の一部を外部に委託する経費 ※ 委託費の割合は、原則経費全体の 1/2 以内とする。
	外注費	事業に必要となる加工等を外注する経費
	光熱水費	事業に係る電気・ガス・水道代等
	販売促進費	宣伝、広告に係る経費
	消耗品費	事業を実施するために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る弁理士に要する経費
その他		上記に係る経費以外で特に必要と認められる経費

※公租公課（消費税及び地方消費税等）は補助対象外とする。